

レンタル約款

第1条（総則）

本レンタル約款は、お客様（以下「甲」という）と株式会社パシフィックネット（以下「乙」という）の間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別段に契約書類又は取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用する。

第2条（レンタル契約の成立）

(1)レンタル契約は、乙所定の書式「見積書兼発注書」（以下「見積書兼発注書」といい、電子データのものを含む）により、レンタルに係る乙の見積りに対する甲の発注の意思表示が乙に到達したときに成立するものとする。

(2)レンタル契約成立後、乙は甲に対して、レンタル請求明細書（以下「レンタル請求明細書」といい、電子データのものを含む）を交付するものとする

第3条（レンタル開始前の解約）

(1)第2条に基づきレンタル契約が成立した後、レンタル開始日までの間は、甲はレンタル契約の解約をすることはできず、甲が取消又は解約を希望する場合は、レンタル開始日における解約とみなし、次項に定める解約清算金を支払うものとする。

(2)前項の解約清算金は、レンタル月数1ヶ月の場合に適用されるレンタル料金と見積書兼発注書記載の役務料金の合計額を最低額とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

第4条（レンタル物件）

(1)乙は甲に対し、レンタル請求明細書記載のレンタル物件（以下「物件」という）を賃貸し、甲はこれを賃借する。

(2)甲が一定の期間内に複数回に分けて物件のレンタルを開始する場合には、受入計画を乙に提出するものとする。

第5条（レンタル期間及びレンタル期間の延長）

(1)レンタル期間はレンタル請求明細書記載の期間とし、乙が甲に物件を引き渡した日をレンタル開始日、甲が乙に当該物件を返還した日をレンタル終了日とする。

(2)甲は、乙に対して、レンタル期間が満了する1週間前までに、終了又は延長を申し込む旨の意思表示を行うものとする。甲から延長期間を定めて申し込みがあった場合は、甲が本レンタル約款の条項に違反がないことを条件として、乙は延長の申し込みを承諾できるものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とする。

(3)甲において前項に定めたレンタル契約の終了又は延長の申し込みの意思表示がなされない場合は、乙は、甲から1ヶ月間延長の申し込みがあったものとみなすものとし、以後も同様とする。ただし、乙の判断で、レンタル契約を終了させることができるものとする。

第6条（料金）

(1)甲は乙に対し、乙からの請求により、レンタル請求明細書記載のレンタル料金を同書記載の支払期限までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。尚、振り込みにかかる手数料については甲の負担とする。

(2)レンタル料金は月払いとし、運送費その他の費用（物件の引き渡しおよび返還に関わる運送費、消耗品費、その他代金の合計金額）は、初回レンタル料金支払い時に全額支払うものとする。

第7条（物件の引渡しおよび契約内容不適合等）

(1)乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引渡し、甲は乙に対しレンタル期間満了日までに当該物件を返還する。

(2)乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性又は甲の使用目的への適合性については担保しないものとする。

(3)甲が、物件の引渡しを受けた後、甲の2営業日以内に物件の性能の欠陥につき乙に対して通知をしなかった場合、物件は正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものとみなす。

第8条（物件の使用・保管）

(1)甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する消耗品、費用を負担する。また甲は物件をその本来の使用目的以外の用に供しないものとする。

(2)甲は乙の承諾を得ないで物件の譲渡、転貸、改造をしない。また、甲は、物件を分解、修理、調整してはならず、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損してはならない。

(3)甲は物件を第三者に譲渡し、又は物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定できないものとする。

(4)甲は、乙から請求があった場合には、物件の設置場所を記載したリストを提出するものとする。

(5)甲が物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）又は毀損（所有権の制限を含む）した場合、甲は乙に対し、代替物件（新品）購入代価相当額又は、物件の修理代相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償する。物件返還後に滅失又は毀損が判明した場合も同様とする。ただし、乙の責による事由の場合は、この限りではない。

第9条（物件の取り替え等）

(1) レンタル期間中、甲の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合、乙は物件を修理又は取り替えるものとする。

(2) 前項の物件の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合、乙は、レンタル契約を解除することができるものとする。

第10条（ソフトウェアの複製等禁止）

甲は物件の全部又は一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という）に関し、次の行為を行うことはできないものとする。

- ① 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は、その再使用权設定を行うこと。
- ② ソフトウェアを複製すること。
- ③ ソフトウェアを変更又は改作すること。
- ④ ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。

第11条（保険）

(1) 第8条第5項の物件の滅失・毀損その他物件に事故が発生した場合、甲は乙に対し、事故発生場所・日時、事故原因、事故物件名（契約番号）及び損害状況その他乙が求める情報・書類等を遅滞なく提供・交付するものとする。

(2) 乙が付保した動産総合保険によって担保される物件については、甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対し、第8条第5項所定の賠償義務について、受取保険金の限度で、その義務を免除する。ただし甲が前項の通知義務及び交付義務を怠り、又は物件の滅失毀損等について故意若しくは重過失がある場合はこの限りではない。

第12条（物件の海外持ち出し）

(1) 甲は物件を日本国内で使用するものとする。

(2) 甲が物件を海外に持ち出す場合は速やかに乙に通知をするものとする。ただしこの場合甲は、海外持ち出し者として日本及び関連諸国の輸出等関連法規にしたがって持ち出しを行うものとする。

(3) 甲が前項にしたがって海外持ち出しをする場合、第9条及び第11条は適用されないものとする。

第13条（解約）

(1)甲はレンタル期間中といえども、レンタル契約の解約を申し出ることができるものとする。この場合物件を乙に返還した日付をもって解約日とする。

(2)前項によりレンタル期間終了前にレンタル契約を解約する場合、甲は乙所定の清算金（以下「解約清算金」という）を直ちに支払うものとする。また、解約日までのレンタル料金の未払がある場合、甲は未払レンタル料金を直ちに支払わなければならない。

(3)前項の解約清算金は以下の算式に基づいて算出するものとする。

解約清算金 = (期間短縮後のレンタル月数 × 期間短縮後のレンタル月数と同じレンタル期間に適用される月額レンタル料) - (期間短縮後のレンタル月数 × 契約に定める当初の月額レンタル料) 但し、受取済のレンタル料及び清算金の総額は、レンタル料総額の 90%以上とならないものとする。

(4)第1項によりレンタル期間終了前にレンタル契約を解約する場合でも、甲は物件の買取義務を負わないものとする。

第 14 条 (物件の返還)

物件に記録したデータ等（物件に設定したパスワード、ライセンス認証、及び当該物件を制御するクラウド上の設定等を含む）が残存している場合、甲は自らの責任においてそのデータ等を消去した後、返還するものとする。残存したデータ等の漏洩等に起因して、甲及び第三者に損害が生じた場合、乙は一切の責任を負わないものとする。また、甲がこの義務を履行せずにデータ等を残存したまま返還した物件において、これに起因する不具合により機器としての通常の利用が不可能であると乙が判断した場合、乙は甲に対し、損害賠償として代替物件（新品）の購入対価相当金額又は物件の修理代相当額その他乙の被った損害の賠償を請求できるものとする。

第 15 条 (債務不履行など)

甲が次の各号の1つに該当するに至った場合は、乙は催告をしないで、レンタル契約を解除することができ、この場合、甲は乙に対して物件を返還し、かつ、未払いレンタル料金、その他一切の金銭債務全額を直ちに支払うものとする。さらに乙に損害があるとき甲はこれを賠償する。

- ① 甲がレンタル料の支払を1回以上遅滞したとき、その他本レンタル約款の条項に違反したとき。
- ② 甲が支払を停止し、又は手形交換所の不渡りを受けたとき。
- ③ 甲に破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き等の申し立てがあったとき。
- ④ 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- ⑤ 甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受けたとき。

第 16 条 (物件の返還遅延の損害金)

甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、甲はその期限の翌日から返還の完了日まで、1ヶ月当たりレンタル料金相当額の損害金を乙に支払うものとする。この場合、損害金の計算については1ヶ月単位で計算する。

第17条（反社会的勢力の排除）

(1)甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう）若しくは業務従事者又は本契約の媒介者が、次の各号の1つにも該当しないことを誓約する。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること。
- ② 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。
- ⑥ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)甲及び乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約する。

(3)甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとする。

- ① 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
- ② 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと。
 - (ア) 詐術、暴力的行為又は脅迫の言辞を用いるなどすること。
 - (イ) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
 - (ウ) 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
 - (エ) 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること。

(4)甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、レンタル契約を解除することができるものとする。この場合、甲又は乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとする。

第 18 条（不可抗力）

(1)天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の乙の履行遅延又は履行不能については、乙は何らの責をも負担しないものとする。

(2)前項の場合、乙はレンタル契約の全部又は一部を変更又は終了することができるものとする。この場合、甲は、乙の指示内容を承諾する。

第 19 条（遅延利息）

甲がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合は、年率 14.6%の割合による遅延利息を支払うものとする。

第 20 条（裁判管轄）

レンタル契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意をする。

第 21 条（消費税）

甲は各回レンタル料に対する、各レンタル料請求日時点の消費税法所定の税率による消費税相当額を付加して乙に支払うものとする。

改定日 2023 年 11 月 21 日

乙は本レンタル約款の内容を、必要に応じて改定できるものとする。

以上